

東日本大震災に係る文部科学省（学校施設関連）の取組について

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設企画課
平成24年1月

1

1. 地震の概要

- ・ マグニチュード9.0、最大震度7の未曾有の地震
- ・ 巨大な津波等により多くの人命が奪われた

○地震の概要

発生日時：平成23年3月11日 14時46分

震源：三陸沖 深さ24km

規模：マグニチュード9.0

最大震度：震度7（宮城県北部）

気象庁発表

○津波の概要

観測地	最大高さ	観測地	最大高さ
えりも町庶野	3.5m	石巻市鮎川	7.6m以上
宮古	8.5m以上	相馬	7.3m以上
大船渡	8.0m以上	大洗	4.2m
釜石	4.1m以上		

気象庁発表

○被害の概要

人的被害：死者 15,884人、行方不明者 3,451人

建物被害：全壊 127,185戸、半壊 231,888戸

警察庁発表 平成24年1月4日時点

2

2. 文部科学省関係の被害状況等

- ・耐震性のない学校施設など、多くの学校施設が被害を受けた
- ・耐震改修を行った学校施設の被害は概ね軽微であった

○文部科学省関係の被害状況

- ・東日本大震災では、主に耐震性のない建物の被害、非構造部材の被害、津波の被害が生じた。

人的被害

	国立学校	公立学校	私立学校
死亡	10	499	128
負傷	10	94	125

※学校施設の倒壊等に起因する死亡報告は現在のところない

物的被害

国立学校施設	公立学校施設	私立学校施設
76	6,484	1,428

平成24年1月5日10時00分現在

- ・新耐震基準以降に建築された学校施設及び補強された学校施設はおおむね小規模な被害あるいは無被害にとどまっている。



構造体の崩壊



非構造部材の落下



津波による被害



耐震補強済の部分と未保強の部分との被害状況の比較



柱の破壊

3

2. 文部科学省関係の被害状況等

- ・多くの学校施設が避難所として使用された
- ・学校施設の防災機能の強化の必要性が認識された

○避難所としての学校施設

- ・東日本大震災では、学校施設が子どもの命を守っただけではなく、多くの施設が避難所として使用され、その安全性の確保が極めて重要であることが強く認識された。
- ・ピーク時は600校以上が避難所として使用された。
- ・非構造部材の落下等により、避難所として使用できなかった例も見られた。
- ・避難所となった学校では、情報通信設備、トイレ、室内環境等について様々な課題が生じた。



避難所となった学校

- ・応急避難場所となった学校数（ピーク時（3月17日））

岩手県	宮城県	福島県	茨城県	その他 (1都6県)	合計
64	310	149	75	24	622

3. 文部科学省の対応～人的支援～

- ・ 文部科学省職員や大学教授等を派遣し、応急危険度判定や被災度区分判定を実施

○ 応急危険度判定の実施

文教施設応急危険度判定士の資格をもつ文部科学省や国立大学法人の職員を派遣し、3県（岩手県、宮城県、福島県）の527棟の学校施設等の応急危険度判定を実施。

応急危険度判定：余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を応急的に判定するもの。

○ 被災度区分判定の実施

大学教授等の建築の専門家を派遣し、7県（岩手県、宮城県、福島県など）の約700棟の学校施設等の被災度区分判定を実施。

被災度区分判定：主として構造体の被災度を把握し、これに基づき、改修復旧、改築復旧を判定するもの。

5

3. 文部科学省の対応 - 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について

- ・ 「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」を設置し、今回の震災被害を踏まえた、学校施設の耐震対策や津波対策、防災機能の確保など、今後の学校施設の整備方策について検討し、緊急提言としてとりまとめた（平成23年7月7日）（参考1参照）

○ 緊急提言の骨子

第1章 学校施設の安全性の確保

- (1) 学校施設の耐震化の推進 (2) 非構造部材の耐震化 (3) 津波対策
地震対策としての学校施設の耐震化に加え、津波対策として、高台や裏山などへの避難経路の整備、建物の高層化等の具体的対策を提示。

第2章 地域の拠点としての学校施設の機能の確保

- (1) 今回の震災を踏まえた学校施設の防災機能の向上について
(2) 防災担当部局との連携 (3) 地域の拠点としての学校を活用するための計画・設計
学校が子どもたちや地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことができるよう、必要な諸機能の整備方策を提示。

第3章 電力供給力の減少等に対応するための学校施設の省エネルギー対策

照明・空調の高効率化、自然光・通風等自然の恵みの活用など、電力供給力の大幅な減少に対応した学校施設の整備方策を提示。

6

3. 文部科学省の対応 - 学校施設の防災機能に関する実態調査

- ・ 国立教育政策研究所文教施設研究センターでは、全国(岩手県、宮城県、福島県を除く)の公立学校を対象に、避難所に指定されている学校の防災関連施設・設備の整備状況に関する実態調査を実施。
- ・ 公立学校の89.3%が避難所に指定されているものの、避難所の指定と防災機能の実態が必ずしも整合していない状況が明らかになった。
(平成23年8月5日) (参考2参照)

○調査結果の概要

- (1) 避難所に指定されている学校数
 - ・ 公立学校の89.3% (30,513校) が避難所に指定されている。
- (2) 避難所に指定されている学校施設の防災関係施設・設備の整備状況
 - ・ 体育館のトイレは78%、屋外から使えるトイレは65.7%の学校で整備されているが、防災倉庫・備蓄倉庫は35.2%、水を確保する設備は29.7%、自家発電設備は18%、非常用通信装置は30.2%に留まる。
- (3) 避難所機能を考慮した災害対応マニュアルの策定状況
 - ・ 学校の災害対応マニュアルに避難所機能を考慮している地方公共団体は、都道府県で31.8%、市区町村で32.7%。
- (4) 防災機能を備えた学校施設整備に活用した財政支援制度
 - ・ 学校施設を設計する際に防災に関する特別な配慮をしていると答えた665市町村を対象に、学校施設整備に活用した財政支援制度について聞いたところ、文部科学省の制度の他に、都道府県(42)、消防庁(13)、消防庁以外の国の機関の制度を活用した例がある。

7

3. 文部科学省の対応 - 学校からのまちづくり

- ・ 被災した公立学校の復旧・復興に資するために、公立学校施設の復旧・復興に際し参考となる整備の視点と、公立学校施設の災害復旧制度について簡潔にまとめたQ&Aを作成し、関係都道府県教育委員会に通知
(平成23年10月11日) (参考3参照)

震災による甚大な被害

学校の再生

東日本大震災の被害からの復旧 + 地域コミュニティの拠点としての学校施設の再生

安全の確保

エコ対策の実施

避難場所(防災拠点)としての利用

公的施設との複合化

学校の復興が被災地の復興をけん引

地域の再生

地域をどう再生するか...?

コミュニティの再生...
生活環境の復旧...
再度災害が起きたときの備え...

8

3. 文部科学省の対応 - 学校の復興とまちづくり

- ・ 文部科学省と農林水産省、国土交通省の3省が連携し、まちづくりと一体となった学校の復興を総合的に支援（平成23年12月6日）

（参考4参照）

①安心・安全な立地の確保

移転・敷地嵩上げ

②地域コミュニティの拠点形成

複合化等の例

- （生涯学習の拠点づくり）
学校と社会教育施設、社会福祉施設等の複合化
- （地域防災の拠点づくり）
学校に公園、津波避難路等を隣接
- （農林水産業体験を通じたコミュニティづくり）
学校に農山漁村交流施設を隣接

③防災対策・エコ対策の推進

- （防災対策）
貯水槽、自家発電設備、備蓄倉庫等
- （エコ対策）
太陽光発電、屋上緑化、木材利用等



9

3. 文部科学省の対応 - 財政的支援

- ・ 平成23年度第1次～第3次補正予算及び平成24年度当初予算案において、学校施設等の災害復旧、耐震化及び防災機能の強化等を支援

○平成23年度補正予算概要（学校施設等関連部分抜粋）（参考5～7参照）

- ・ 第1次補正（2,450億円）
応急仮設校舎や比較的軽微なもの等、復旧費のうち早期に着手が可能な事業を実施
- ・ 第2次補正（45億円）
毎時1 μ Sv以上の公立学校に対し、災害復旧事業の枠組みで財政支援を実施
- ・ 第3次補正（3,759億円）
新築復旧（移転復旧を含む）や大規模な補修及び学校施設の防災対策

○平成24年度当初予算案概要（学校施設等関連部分抜粋）（参考8参照）

- ・ 公立学校施設の耐震化及び防災機能の強化等（1,246億円）
既存施設の補強や改築等、地震から児童生徒等の生命・身体の安全を確保する耐震化事業、及び地域の避難所機能として不可欠な防災対策事業を実施。
- ・ 公立学校施設の災害復旧事業（151億円）
東日本大震災によって被害を受けた公立学校の移転等を伴う復旧（土地取得費を含む）や大規模な復旧に係る経費を国が財政的に支援。
- ・ 私立学校施設等の整備の推進（218億円）
耐震性の低い校舎等を中心とした耐震補強等に対する支援のほか、教育研究機能の高度化のための施設・設備整備を推進等。
- ・ 国立大学法人等施設の整備（915億円）
安全・安心なキャンパス環境を創出し、地震等の災害時に人的・物的被害を防ぐとともに、教育研究活動の継続性を確保するため、耐震化を推進。

10

3. 文部科学省の対応 - 財政的支援

- ・東日本大震災を受けて公立学校施設災害復旧事業制度を改正し、公立学校施設の迅速かつ円滑な復旧を支援

○制度改正の例

財政上の改正

- ・津波で被災した学校の移転復旧に係る土地取得費を補助の対象とする
- ・応急仮設校舎等について、仮の宿泊室、体育・集会室、調理関係諸室、教育研修宿泊関係諸室を補助の対象とする。
- ・一時的な児童生徒等の増加その他やむを得ない事由による応急仮設校舎等の整備
- ・建物補修復旧及び土地復旧の実施設計委託費、建物新築・補修復旧の工事監理委託費を補助の対象とする
- ・空間線量率が毎時 $1.0\mu\text{Sv}$ 以上の校地等の土壌処理事業（対象：全国）を補助の対象とする（毎時 $3.8\mu\text{Sv}$ 以上・・・負担金、毎時 $1.0\mu\text{Sv}$ 以上 $3.8\mu\text{Sv}$ 未満・・・補助金）

事務手続き上の改正

- ・災害報告書の簡素化や被害写真の簡略化
- ・建物の全半壊の判定や単価等の取扱いについて定め、事務の簡素化等
- ・提出書類（図面、被災写真等）の簡素化
- ・机上調査にできる申請額を、200万円未満から1億円未満へ引き上げ
- ・本省協議とする査定額を、1億円未満から20億円未満へ引き上げ